平成２４年（フ）第１４１３７号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目３番15号
破産者　株式会社ＶＡＩＮＱＵＥＵＲ
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１４５号
東京都練馬区豊玉北５丁目20番２号
破産者　有限会社バリューズ・アビリティー
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１４８号
東京都足立区谷在家２丁目８番３号
破産者　株式会社Ｈ．Ｓ．Ｉ
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１４９号
東京都足立区谷在家２丁目８番３号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西早稲田２丁目11番８号
破産者　株式会社Ｈ．Ｋ．Ｉ
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１５０号
東京都足立区鹿浜４丁目27―２―307
破産者　紫関奈保実
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１７０号
東京都練馬区光が丘５丁目６番１号
破産者　株式会社アソカ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１９６号
東京都板橋区向原１―５―14―202、住民票上の住所東京都豊島区長崎５丁目17―４
破産者　伊藤　光三
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１９７号
東京都板橋区向原１―５―14―202、住民票上の住所東京都豊島区長崎５丁目17―４
破産者　伊藤美津子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１９８号
東京都練馬区桜台１―２―１　第二桜台マンション302、住民票上の住所東京都豊島区長崎４丁目37―８―301
破産者　伊藤　和晃
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２２４号
東京都清瀬市中清戸４丁目847番地
破産者　株式会社兵頭塗装
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２２５号
東京都清瀬市中里６丁目95―９―406
破産者　兵頭　　誠
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２６５号
埼玉県所沢市北原町899、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区豊玉中１丁目３番12号
破産者　有限会社タカギ製菓
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２８９号
埼玉県川越市南大塚１丁目11番地11アデニウム川越南大塚501号室
破産者　株式会社グローバルネットワーク
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２９０号
埼玉県川越市南台２丁目６―６―302
破産者　末吉　宣夫
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３００号
神奈川県横浜市青葉区寺家町405番地
破産者　有限会社ＩＫＣ
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３３３号
神奈川県相模原市中央区清新５丁目12番１―711号
破産者　株式会社商篤
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３３４号
神奈川県相模原市中央区清新５丁目12―１―711
破産者　青木　勝俊
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４２６号
東京都町田市小山田桜台２丁目４―14―306
破産者　河野　善子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４２７号
東京都町田市小山田桜台２丁目４―14―306
破産者　河野津子男
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９２６号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５丁目22―12―302
破産者　石塚　厚子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０００号
東京都豊島区西巣鴨１丁目18―３　グリーンコートＢ―201
破産者　木村英二郎
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部